

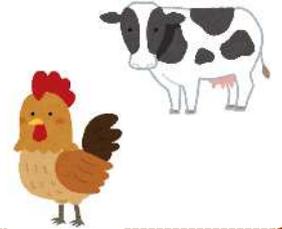
東近江市有機農業実践活動事業

東近江市産の有機堆肥を活用した環境にやさしい農作物づくりを支援します

市内産有機堆肥の活用により、環境にやさしい農作物づくりを実践した耕種農家に一定割合で堆肥購入代金を助成します。

有機堆肥を活用して実践してみませんか？

- ・「耕畜連携」(耕種農家と畜産農家の連携)による資源の有効活用
- ・環境にやさしい安心安全な農作物を消費者にお届け
- ・農作物のブランド力の向上



1 補助事業の概要

補助対象となる堆肥	「東近江市内畜産堆肥供給者リスト」(別紙)に記載された市内の畜産農家から購入した堆肥(肥料取締法の規定に基づき届出済みのもの) ※対象外:リスト以外の畜産農家の堆肥や市販品。自家消費用に購入したもの。
補助率・上限	補助率 : 購入代金の1/5以内 補助上限: 10万円 ※申込数が予算を上回る場合は補助割合を引き下げる場合があります。
補助対象者	①出荷用野菜・果樹の生産者 ②水稻を生産する農業組合(営農組織) ※市内に住所又は本拠地を有する者に限ります。

2 事業の流れ

事業期間	令和6年4月1日(月) ~ 令和6年12月31日(火)
<p>①畜産農家への堆肥の注文は、電話又はFAX(所定の様式)を使用し、各自で行ってください。</p> <p>②代金支払後、必ず領収書をもらってください。</p> <p>※事業期間外に購入したものや領収書がないものは、補助対象外になります。 ※堆肥の価格、販売形態及び成分等は、畜産農家ごとで異なります。 季節によって品質が変動するため、購入前に畜産農家に確認してください。</p>	



申請期間	令和6年12月2日(月) ~ 令和7年1月10日(金)
<p>③申請期間内に、「補助金交付申請書兼実績報告書」に「領収書の写し」を貼り付け、下記の協議会事務局(市農業水産課)まで提出してください。 複数の畜産農家から堆肥を購入した場合は、1回にまとめて申請してください。</p> <p>④申請期間終了後、協議会から「補助金交付決定兼確定通知書」を送付しますので、同封の「補助金交付請求書」に必要事項を記入の上、提出してください。</p> <p>※申請期間を経過すると受付できませんので、ご注意ください。</p>	



【問合せ先】

東近江市有機農業実践協議会 (事務局 東近江市農林水産部農業水産課内)

IP: 050-5802-9020 電話: 0748-24-5561 FAX: 0748-23-8291 メール: noshin@city.higashiomi.lg.jp